

北区立滝野川紅葉中学校PTA規約

《第1章 総則》

(目的)

第1条 この規約は、北区立滝野川紅葉中学校（以下「本校」という。）の保護者と教職員で構成する「北区立滝野川紅葉中学校PTA」（以下「本会」という。）の設置及び本会の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局を本校に置く。

(本会の目的)

第3条 本会の目的は保護者と教職員が協力して、家庭と本校及び社会における生徒の健全な成長を育むとともに、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

(方針)

第4条 本会は、教育活動を支援する事を本旨とする民主的な団体として、次の方針に従って運営される。

① 生徒の健全育成及び教育のために活動する他の団体や機関と必要に応じて連携・協力する。

② 営利的活動および、特定の宗教的・政治的な活動は行わない。

③ 本校の教育的活動を支援するため意見を述べることは出来るが、人事、管理には干渉しない。

(活動)

第5条 本会は、第3条の目的達成のため、次の活動を行う。

① 教育上必要な設備充実への協力及び生徒の教育環境の向上

② 生徒の健全育成

③ 部活動で顕著な成績を納め、大会参加に宿泊等が伴う場合の褒賞金の支出

④ 会員相互の教育力並びに親睦の向上

⑤ その他、本会の目的達成のため必要な活動

(会員)

第6条 本会の会員は、本校生徒の保護者と教職員とし、会員はすべて平等の権利と、義務を持つ。

(会費)

第7条 本会の会員は、会費を納める。会費の額は総会において定める。

(経理)

第8条 本会の経理を、下記のとおり行う。

① 経費は、会費、その他の収入によってまかなわれる。

② 経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

③ 決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

④ 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

(帳簿)

第9条 本会は、会員名簿・金銭出納帳・記録簿及びその他必要な帳票を備える。

2 会員は、本会が備える帳票を随時閲覧することができる。

《第2章 役員・運営機関》

(役員)

第10条 本会の役員は、次のとおりとする。

① 会長 1名

- ② 副会長 若干名（内1名を教職員とする）
- ③ 書記 若干名（内1名を教職員とする）
- ④ 会計 若干名（内1名を教職員とする）

（職務）

第11条 役員は、この趣旨を理解し、協力して職務にあたる。

① 会長 本会を代表し会務を統括し、総会および各委員会を招集する。また互選により選出された正、副委員長および委員などを委嘱する。

② 副会長 会長を補佐し、会長が職務を行えない場合は、その職務を代行する。

③ 書記 本会の活動に関する事項を記録し、各種の集会について通知するなど、本会の事務処理全般を行う。

④ 会計 本会の全ての会計事務を行い、管理する。

（会計監査）

第12条 本会には、会計監査を若干名おく。

2 会計監査は、必要に応じて、会計監査を行うことができる。

（顧問・相談役）

第13条 本会は、顧問・相談役を若干名おくことができる。

（選出）

第14条 会員からの立候補及び互選により選出し、総会において承認する。

2 教職員の役員については、学校に一任する。

3 顧問・相談役は、運営委員会の承認を得て、会長が委嘱する。

（任期）

第15条 役員、会計監査の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

（補充）

第16条 役員、会計監査に欠員が生じた場合、運営委員会で協議し選出補充する。

（校長）

第17条 校長は、全ての会議に出席し、意見を述べるることができる。

《第3章 総会》

（総会）

第18条 全会員をもって構成される、本会の最高議決機関である。

2 毎年度、年度始めと年度末に定期総会を実施する。また必要に応じて臨時総会を開催することができる。

3 開催要項と議案書は、概ね7日前に全会員に通知する。

（定期総会）

第19条 毎年度、年度始めと、年度末に実施し、次の事項を行う。

① 年度始め 事業・決算報告、事業・予算計画、その他必要な事項。

② 年度末 役員・会計監査の選考、次年度会費の提案、その他必要な事項。

（臨時総会）

第20条 全会員の過半数、および運営委員会で必要と認めた場合開催する。

（総会の成立）

第21条 委任状を含め全会員の過半数の出席により成立し、議案は出席者の過半数の同意をもって議決する。

《第4章 委員会》

（設置）

第22条 本会には次の委員会をおく。委員は本会の主旨を理解し、次の職務にあたる。

① 卒業対策委員会 卒業年度の会員で構成し、生徒の卒業にあたって必要な職務を行う。

2 前条のほか、本会は総会の決定により、必要な委員会を設置または廃止することができる。

(委員の選出)

第23条 会員より互選において若干名選出する。

(正、副委員長の選出)

第24条 委員会ごとに互選において選出する。

(運営委員会)

第25条 役員・各委員会の正、副委員長(特別委員会を除く)・教職員で構成される運営委員会をおく。

2 運営委員会は総会に次ぐ機関とし、会長が必要に応じてこれを召集し、重要事項を審議し遂行にあたる。

(任期)

第26条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

《第5章 細則》

(細則)

第27条 この規約の主旨に反しない限り、本会の運営に関し必要な細則を、運営委員会で定めることができる。

2 細則を改定、改廃した際は、次期総会に報告し、承認を受けなければならない。

(慶弔規定)

第28条 本会の慶弔規定は別に定める。

(改正)

第29条 この規約の制定及び改廃は総会の議決をもって行う。

2 制定及び改廃を行う際は、あらかじめその内容を会員に通知し、出席者の過半数の賛成得なければならない。

付 則

この規約は、令和5年1月23日より施行する。(専門委員会(学年委員会・広報委員会・教養委員会・校外委員会)をイベント委員会に整理統合)

付 則

この規約は、令和6年5月1日より施行する。(専門委員会に関する規定を削除)